

「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)」に対する
意見提出手続に寄せられた御意見と市の考え方(一覧)

・意見提出期間 平成26年8月1日(金)～平成26年9月1日(月)
・意見提出者数 2件(個人1件, 団体1件)

区分	御意見の内容	御意見に対する市の考え方	
第2章	基本目標1	<p>これまで以上に若年層に対するDV予防対策を充実すべきと考えます。 よって次の項目を加えて頂けるよう要望いたします。</p> <p>1 リーフレットを毎年管内の高等教育機関の学生、並びに市内の全中学校への新入学生に配付する。 2 DV予防出前講座を市内の高等教育機関はもろんのこと全中学校にも案内し、積極的に取り入れていただけるよう依頼する。</p>	<p>若年層に対するDV予防対策については、予防啓発リーフレットを作成し、学校などの関係機関を通じて配付し、生徒・学生、教員、保護者などへの啓発を行うこととしています。また、若年層に対する啓発のための出前講座などについても、関係機関と連携しながら実施することとしています。</p> <p>なお、啓発事業の具体的な対象や内容は、庁内関係部局や関係機関との協議により検討を進めながら、効果的な計画の運用に努めてまいります。</p>
	基本目標2	<p>児童相談所において、医学的または心理学的な援助を必要とする子どもに対して、関係機関が連携を図りながらカウンセリング等を実施することが必要である。</p>	<p>被害者の子どもへの対応として、専門的な診断が必要な場合については、専門医療機関の紹介を行っています。また、学校における「スクールカウンセラー」や「家庭児童相談室」「家庭教育相談室」「いじめ・不登校相談室」において、カウンセリングや子どもに関する相談を受けることとしています。</p>
		<p>警察は、被害者からの相談において、被害者の立場に立った適切な対応が必要である。</p>	<p>本市においては、被害者からの相談体制として女性相談室(配偶者暴力相談支援センター)等を備え、関係機関と連携して対応することとしています。今後とも警察等、関係機関と連携を図りながら、被害者の立場に立った適切な対応に努めてまいります。</p>
	基本目標3	<p>保護命令制度等の利用について、警察は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。</p>	<p>本市の女性相談室(配偶者暴力相談支援センター)では、保護命令申立や安全確保について情報提供を行っております。今後とも、警察等、関係機関との連携を密にし、被害者への支援を行ってまいります。</p>
		<p>被害者が年金事務所において手続を取ることで、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取り扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。</p>	<p>住民基本台帳データや国民年金原簿等の住所等が知られないための手続については、女性相談窓口において情報提供を行っております。</p>
	基本目標4	<p>福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。</p>	<p>本市においても、法令に基づいた自立支援策及び支援制度を実施しており、被害者の自立支援に向けて、就業支援、援護制度活用、住宅確保、子どもへの支援など継続的な支援を行うこととしています。今後とも、関係機関と連携を図りながら、必要な支援を進めてまいります。</p>
		<p>公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>本市では、被害者の自立支援の一つとして、母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談、セミナー等の実施による就業支援を行うこととしています。また、ハローワーク旭川のマザーズコーナーとの連携をしていくこととしています。</p>
		<p>被害者の自立支援のため、公営住宅の事業主体において、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。</p>	<p>被害者の自立支援、公的な証明書等の提出により、市営住宅への入居について配慮することとしています。</p>